

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成28年4月22日（平成28年（行情）諮問第321号及び同第322号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行情）答申第130号及び同第131号）

事件名：公務員の幸福追求権の内容が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件  
盗聴権を有する職員の職務が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別表の1欄に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、別表の2欄に掲げる日付及び文書番号により行った各不開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

開示請求に係る文書を作成又は取得している。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 文書1について（諮問第321号）

##### （1）本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書1の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（処分1）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

##### （2）請求に至る経緯について

以前の面談時に情報公開と著作権について説明を求められ、一般に販売されている書籍の著作権について説明していくなかで、幹部名鑑などに掲載されている職員の顔写真について説明を求められた時に、むやみに写真を撮られない権利として、幸福追求権についての判例があり、行政機関の職員であっても同様の権利があるのではないかと説明していた。今回、異議申立人は以前受けた説明から、文書1が存在するはずであると主張した上で文書1の開示請求を求めたものである。

### (3) 文書1の特定について

説明の際の判例は、いわゆる「京都府学連事件」であり、裁判所のホームページに掲載されている判例であるとともに、文部科学省が争った裁判でもないため裁判に関する文書は存在しない。

請求に至る経緯から、文書1の幸福追求権は、職員がむやみに写真を取られない権利、若しくは既に答申のなされた「肖像権の定義が記載されている文書（職務遂行中のもの）」（平成27年度（行情）答申785号）と考えられるが、いずれの場合も行政文書は作成も保有もしていない。

なお、今回異議申立てを受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

### (4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり、文書1に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

## 2 文書2について（諮問第322号）

### (1) 本件異議申立てに係る対象文書について

本件に係る開示請求は、文書2の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（処分2）を行ったところ、異議申立人から、不開示決定処分の取消しを求める異議申立てがなされたところである。

### (2) 請求に至る経緯について

以前の面談時に異議申立人が特定地方公共団体で面談した際に、異議申立人の了承なしに無断で音声録音していたことに不満を述べていた。文部科学省においても同様に面談時に面談者に無断で録音することが職務上可能な職員がいるのではないかと理由で文書2の開示請求がなされたものと考えられる。

### (3) 文書2の特定について

情報公開等の面談に限らず盗聴を職務とする職員は存在しないため文書2が存在することはない。

今回異議申立てを受け、改めて今回開示請求のあった内容について倉庫等で対象となる文書を探したが該当する文書は見当たらなかった。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。」として異議を主張しているが、以上で述べたとおり、文書2に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、平成28年（行情）諮問第321号及び同第322号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成28年4月22日 諮問の受理（諮問第321号及び同第322号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年5月30日 審議（同上）
- ④ 同年6月14日 平成28年（行情）諮問第321号及び同第322号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件開示請求は、文書1及び文書2（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書は、不存在であるため不開示とする決定（処分1及び処分2）をそれぞれ行った。

異議申立人は、文書1及び文書2は作成又は保有しているとして、処分1及び処分2（原処分）の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無等について改めて確認させたところ、諮問庁は、別表の3欄に掲げる①及び②のとおりそれぞれ説明する。

(2) 文書1及び文書2を保有していないとする別表の3欄に掲げる①及び②の諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表

1 本件対象文書		2 原処分の日付及び文書番号		3 諮問庁の説明
番号	名称	番号	日付及び文書番号	
文書1 (諮問第321号)	公務員の幸福追求権の内容が記載されている文書(文部科学省職員に関する分)	処分1	平成28年1月14日付け27受文科総第2227号	<p>① 第3の1(2)で説明したとおり、「むやみに写真を撮られない権利として、幸福追求権についての判例(京都府学連事件)があり、行政機関の職員であっても同様の権利があるのではないか」との説明後、異議申立人が開示請求を行ったことから、文書1は当該説明に係るものと思われる。</p> <p>上記説明は、対応した職員が一般論として説明したものであって、文書1に該当する行政文書を根拠に伝えたものでない。</p> <p>念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、文書1に該当する文書の存在は確認できなかった。</p> <p>したがって、文部科学省において文書1を保有していない。</p>
文書2 (諮問第322号)	盗聴権を有する職員の職務が記載されている文書	処分2	平成28年1月13日付け27受文科総第2226号	<p>② 異議申立人から「異議申立人が特定地方公共団体で面談した際、異議申立人の了承なしに無断で音声を録音していた」旨を聞いていたことから、文書2は盗聴</p>

				<p>権を有する文部科学省職員の職務が記載されている文書と思われる。</p> <p>文部科学省職員で盗聴権を有する職員は存在しないため、文書2が存在することはない。</p> <p>したがって、文部科学省において文書2を保有していない。</p>
--	--	--	--	---